

**[判例研究] 株主の臨時株主総会招集とQuoカードの  
贈与表明：東京高決令和2年11月2日金判1607号38  
頁(原審さいたま地決令和2年10月29日金判1607号45  
頁)**

|          |  |
|----------|--|
| その他のタイトル | [Case Note] Shareholders' Announcement of Convocation of Extraordinary General Meeting of Shareholders and Presentation of Quo Cards |
| 著者       | 原 弘明   |
| 雑誌名      | 關西大學法學論集   |
| 巻        | 71   |
| 号        | 4  |
| ページ      | 1093-1107  |
| 発行年      | 2021-11-22   |
| URL      | <a href="http://doi.org/10.32286/00025962">http://doi.org/10.32286/00025962</a>  |

## 〔判例研究〕

# 株主の臨時株主総会招集と Quo カードの贈与表明

東京高決令和2年11月2日金判1607号38頁

(原審さいたま地決令和2年10月29日金判1607号45頁)

原 弘 明

### 【事実の概要】

1 本件は、Aの監査役であるX（債権者、原告人）が、Aの株主であるY（相手方、被告原告人）が裁判所の招集許可決定に基づき招集した本件臨時株主総会の開催には違法があるなどと主張して、監査役の招集株主に対する違法行為差止請求権（会社法（以下「法」という。）385条類推適用）を本案として、本件臨時株主総会の開催を禁止する仮処分命令を求める事案である。原告審が認定した事実は、概ね以下の通りである。

### 2 前提事実

#### (1) 当事者等

Aは、合成樹脂用加工機械の製造等を主たる事業とする株式会社である。Aは、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人の各設置会社であり、ジャスダック証券取引所上場会社である。株主数（自己名義を除く。）は1039名である。

なお、Aの定款4条には、公告方法について、「当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う」旨の規定がある。

Yは、投資顧問業、経営コンサルタント業、有価証券の保有・売買等を主たる事業とする有限会社であり、本件基準日当時、約11%の議決権割合に相当する30万3700株の株式を保有するAの筆頭株主である。

#### (2) Yによる株主提案とその帰すう

Yは、平成28年6月29日に開催されたAの定時株主総会に係る基準日当時、約16%の議決権割合に相当する株式を保有する筆頭株主であったが、同総会において、取締役及び監査役の選任に関する決議事項に関して、A側の提案とは異なる候補者の選任を議案とする株主提案を行った。

上記総会においては、上記A側の議案及びY側の議案がいずれも否決された結果、従前の取締役については4名全員が任期満了により退任した後、翌年度の定時株主総会まで取締役権利義務者として職務を行うこととなり、監査役については1名が任期満了により退任した結果、欠員が生じ、さいたま地方裁判所の決定により監査役職務代行者が選任された。

(3) 本件臨時株主総会の招集に至る経緯

ア Aにおける買収防衛策の導入等

Aは、令和2年5月25日（以下、月日のみ記載するときは、いずれも令和2年である。）に開催された取締役会において、いわゆる事前警告型の買収防衛策（以下「本件買収防衛策」という。）を導入することを決定した。本件買収防衛策の導入に係る議題は、6月25日に開催された定時株主総会において、出席した株主の議決権の約65%の賛成を得て承認されたとされている。

イ Yによる株主総会招集許可申立て等

(ア) Yは、7月10日、Aに対して、①本件買収防衛策廃止の件、②Aの現取締役4名の解任の件、③取締役の員数に係る定款一部変更の件及び④取締役5名の選任の件（以下、上記番号に対応して「本件決議事項1」などといい、これらを併せて「本件各決議事項」という。）を目的とする株主総会の招集を書面により請求したが、Aは、同書面の到達の日から8週間以内の日を開催日とする株主総会の招集の通知を発しなかった。

(イ) Yは、7月12日、さいたま地方裁判所に対して、株主総会の招集の許可を申し立て（同裁判所令和2年(ヒ)第14号株主総会招集許可申立事件）、同裁判所は、9月8日、本件各決議事項を株主総会の目的である事項とし、11月18日までの日を株主総会の日とする株主総会招集許可の決定をした。

(ウ) Yは、9月11日付けの日本経済新聞の紙面に、「少数株主による株主総会招集許可決定に基づき、令和2年11月中旬に開催予定の株式会社A臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、令和2年9月30日（水曜日）を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記録された株主をもって、その権利を行使することができる株主といたします。」との内容の臨時株主総会招集のための基準日設定公告（以下「本件基準日公告」という。）を掲載した。

(エ) Aは9月10日に、また、Aの取締役は10月9日に、さいたま地方裁判所に対し、それぞれ本件臨時株主総会の検査役の選任を求める申立てをし（同裁判所令和2年(ヒ)

## 株主の臨時株主総会招集と Quo カードの贈与表明

第24号、同第25号各検査役選任申立事件)、同裁判所は、10月13日、検査役として堀之内幸雄弁護士及び峯岸孝浩弁護士を選任した(以下、上記選任された検査役2名を「本件総会検査役」という)。

### ウ 本件臨時株主総会の招集通知等の送付

(ア) Yは、10月17日付けで、Aの株主に対し、〈ア〉総会開催日時を11月6日午前11時からとし、本件各決議事項を議題とする本件臨時株主総会の招集通知(以下「本件招集通知」という)のほか、〈イ〉委任状(以下「本件委任状」という)、〈ウ〉委任状記載要領、〈エ〉「株式会社A臨時株主総会における議決権の代理行使のお願い」と題する書面、〈オ〉議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類、〈カ〉「議決権の代理行使促進(粗品の提供)に関するお願い」と題する書面(以下「本件当初書面」という)、〈キ〉Q&A(「当社が株主提案をした理由等について」と題する書面及び「委任状及び議決権行使書について」と題する書面)、〈ク〉会場案内図並びに〈ケ〉返信用封筒を封入した封書を送付した。

(イ) Yは、上記〈オ〉の参考資料において、①本件決議事項1につき、本件買収防衛策を廃止する旨、②本件決議事項2につき、現取締役4名をいずれも解任する旨、③本件決議事項3につき、②が可決されなかったことを条件として、定款上の取締役の員数を5名以内から9名以内に変更する旨、④本件決議事項4につき、Yが推薦する候補者5名を取締役として選任する旨を提案する議案を掲げている。

Yは、上記各提案の理由について、上記〈エ〉、〈オ〉及び〈キ〉の各書面を通じて、本件買収防衛策は、専ら現経営陣による支配権の維持・強化を図ることを目的として導入されたものであり、Aの経営改善の機会や取締役の会社経営に対する規律効果を奪い、その結果としてAの株価の上昇を妨げるものであり、廃止されるべきであること(上記議案①)、現取締役4名は、本件買収防衛策の導入を積極的に進め、Aの資金を利用するなどして閉鎖性の維持に終始し保身に及んでいること、現社外取締役は、弁護士として社外取締役の地位にありながら上記現取締役4名による上記保身的行為を咎めることなく放置又は積極的に後押しした責任があること(上記議案②)、Yが推薦する候補者5名は、いずれもその経歴等から取締役又は社外取締役として適任であること(上記議案④)、上記議案②が否決された場合にも、Aの経営体制の刷新が図られるまでの間、上記議案④の取締役候補者を受け入れるために取締役の定員を暫定的に増員すべきであること(上記議案③)を説明するとともに、Aの他の株主に対し、上記各議案に賛成する旨を記載した本件委任状のYへの提出による議決権代理行使を勧誘している。

(ウ) 上記各書類が封入された封筒の表面下部には「※議決権行使促進に伴う粗品（QUOカード）に関するお知らせがございますので、お早めにご確認よろしくお願いたします。」との記載があり、本件招集通知の本文には「新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主の皆様におかれましては、可能な限り会場への出席をお控えいただき、書面による事前の議決権行使をお願い申し上げます。〔中略〕なお、書面による事前の議決権行使にご協力いただいた方には、後日クオカード（2000円分）を郵送にて贈呈させていただきます。」との記載がある。

また、上記(ア)の〈カ〉の書面においては、A 4 版用紙1枚にわたりクオカードの贈与に関する説明が記載され、その中には、太字・下線付きの書体で「あくまでも、今回の株主総会を通じて、より多くの株主様のご意見をAの経営に反映させるべく、本株主総会担当事務局への委任状による議決権行使の謝礼として、クオカードを提供させていただくものであるため、株主提案に賛成の場合〔中略〕はもちろんのこと、反対の場合〔中略〕や、中立のお立場で棄権を選択される場合（委任状の分かりやすい箇所に「棄権」とご記載ください。）にも、一律2000円分のクオカードを株主様のご住所あてに、後日お贈りいたします」との記載がある。

#### エ 本件追加書面の送付

Yは、令和2年10月末日付けで、Aの株主に対し、「議決権の代理行使促進（粗品としてクオカード3000円分の提供）に関するお願い」と題する書面（本件追加書面）を送付した。

本件追加書面には、A 4 版用紙1枚にわたりクオカードの贈与に関する説明が記載され、その中には、「今回の株主総会を通じて、より多くの株主様のご意見を株式会社A（以下「A」といいます。）の経営に反映させるため、賛否の有無にかかわらず、一人でも多くの株主様に、同封されている委任状の提出による議決権の行使を再度お願いしたいと考えております。」、「あくまでも、今回の株主総会を通じて、より多くの株主様のご意見をAの経営に反映させるべく、本株主総会担当事務局への委任状による議決権行使の謝礼として、クオカードを提供させていただくものであるため、株主提案に賛成の場合〔中略〕はもちろんのこと、反対の場合〔中略〕や、中立のお立場で棄権を選択される場合（委任状の分かりやすい箇所に「棄権」とご記載ください。）にも、一律3000円分のクオカードを株主様のご住所あてに、後日お贈りいたします」との記載がされていたほか、「すでに本株主総会担当事務局への委任状のご返送いただいた株主様にも2000円分ではなく、3000円分のクオカードをお贈りさせていただきます。」、「既にA

## 株主の臨時株主総会招集と Quo カードの贈与表明

（現経営陣）側にピンク色の委任状をご返送されてしまった株主様についても、今回お送りした同封の委任状に、日付をご記入の上、ご署名及びご捺印をいただき、本株主総会事務局あてにご返送いただければ、3000円分のクオカードをお贈りいたします。」との記載がされていた。

### 【争点】

#### (1) 被保全権利

被保全権利に関する争点は、① Yが招集株主として行った本件臨時株主総会の開催又はその前提となる行為について、法令若しくは定款に違反し又はそのおそれがあるものがあると認められるか否か、② 本件臨時株主総会の開催によってAに著しい損害が生ずるおそれがあるか否か（法385条1項参照）であり、上記①に関しては、以下の各点に係る行為が上記要件に該当するか否か争われている（以下、裁判所の判断において、各項冒頭の符号を用いて「争点(1)ア」などという。）。

ア 本件基準日公告記載の総会開催日及び公告方法の点

イ 本件総会検査役に対し総会開催日等を回答しなかった点

ウ 本件臨時株主総会の日時・場所等を1か月以上非開示とし、Aや他の株主に総会開催日等を回答しなかった点

エ Yによるクオカードの提供及び招集通知への議決権行使書面の不添付の点

#### (2) 保全の必要性

なお、本稿では、前提としての会社法385条類推適用の点、争点(1)エ（クオカードの提供）、争点(2)を評釈対象の中心とし、他については簡単にコメントするに止めるため、下記決定要旨からもそれ以外の部分は除外する。

### 【1 審決定要旨】 申立却下

「1 少数株主が裁判所の株主総会招集許可を受けている場合、招集株主は、単なる株主としての地位にとどまらず、当該株主総会における決議が法831条1項1号所定の取消原因に該当する瑕疵を帯びることのないように株主総会を開催すべき善管注意義務を負うと解されるところ、それに違反し、又は違反するおそれがあるときは、監査役は、当該株主総会の開催について、法385条の類推適用により、同条に定める差止請求権を有すると解することが相当である。」

「5 争点(1)エ（Yによるクオカードの提供及び招集通知への議決権行使書面の不添

付の点)について

(1) Xは、① Yが、本件招集通知において、委任状をYの本件臨時株主総会担当事務局に返送すれば、2000円分のクオカードを提供するとしていることは、招集株主について類推適用若しくは準用されるべき法120条1項所定の利益供与規制に違反し、又はそれに違反しないとしても、著しく不公正であること、② Yは、本件招集通知に、株主数が1000人以上である上場企業の株主総会の招集通知に通常添付されている議決権行使書面を添付していないところ、これによって、通常は当該議決権行使書面を本人確認書類として使用することから、Y以外の株主による委任状勧誘に混乱を生じさせてこれを困難にするものであること、また、動議等についても他の株主に委任することとなる委任状の提出はしないが議決権行使書面は提出するという立場の他の株主の権利行使の機会を失わせることから、Yによる招集手続は不公正なものであることを主張する。

(2) 上記①の点について

ア 法120条1項は、株式会社は、何人に対しても、株主の権利等の行使に関する財産上の利益の供与をしてはならない旨を規定している。同項の趣旨は、取締役は会社の所有者たる株主の信任に基づいてその運営にあたる執行機関であるところ、その取締役が、会社の負担において、株主の権利行使に影響を及ぼす趣旨で利益供与を行うことを許容することは、会社法の基本的な仕組みに反し、会社財産の浪費をもたらすおそれがあるため、これを防止することにあり、会社財産の浪費を防ぐとともに、取締役が株主の意思を歪めることを防ぐことを目的とするものと解される。

上記のような同項の文言と趣旨に照らせば、裁判所による株主総会招集許可に基づいて株主総会を招集した少数株主について、同項を類推適用又は準用することは困難である。

もっとも、法120条1項の上記の趣旨のうち、株主の意思を歪めるような利益供与が禁止されるべきであるという点は、少数株主により招集される株主総会における株主の権利行使についても等しく妥当するといえる。そうすると、招集株主が、他の株主に対して、株主総会における権利行使に先立って、財物の贈与を行うことを表明し、又はそれを実行した場合において、贈与の目的、その条件、その財産的価値、議決権行使に係る議案の内容等に照らし、それが株主の権利行使に不当な影響を及ぼすと認められるときは、当該株主総会における決議の方法が著しく不公正なものとなるというべきである。

そして、当該株主総会が開催される以前の段階であっても、株主の権利行使に不当な影響を及ぼすおそれがあると認められるときは、当該株主総会における決議が取消原因

## 株主の臨時株主総会招集と Quo カードの贈与表明

に該当する瑕疵を帯びることのないように株主総会を開催することに関して招集株主が負担している善管注意義務に違反するおそれがあるものとして、差止めの理由となると解される。

イ これを本件についてみると、前記前提事実(3)ウ(ウ)のとおり、Yは、株主に対し、株主総会の招集通知に関する書面と併せて、株主が事前に委任状をYに対して返送することを条件として2000円相当のクオカードを贈与することを記載した書面を送付したものであるが、同書面においては、「株主提案に賛成の場合〔中略〕はもちろんのこと」といった表記はあるものの、それに続けて「反対の場合〔中略〕や、中立のお立場で棄権を選択される場合（委任状の分かりやすい箇所に「棄権」とご記載ください。）」にも、クオカードを贈与する旨の記載があり、当該贈与とYの議案への賛意とを強く結びつけると評し得る記載はなく、返送を求める委任状（本件委任状）には、議案に対する賛否を記載する欄が特に優劣を付けることなく設けられていること……に照らすと、上記の書面による贈与の表明は、少数株主に対する委任状の返送を促し、もって議決権行使の促進を目的とするものであると評価し得ないものではない。また、贈与されるクオカードの金額は、上記の目的を達成する手段として、直ちに社会通念上許容される範囲を逸脱しているとまでは断じ難い。

他方、前記のとおり、Aの役員とYとは、取締役の選解任や本件買収防衛策の導入をめぐる対立関係にあり、本件臨時株主総会に関しては、その対立を反映した議案が提案され、それに関して双方が委任状勧誘を行っていることがうかがわれるところ、このような状況の下において、Yのみがクオカードの贈与を表明したことは、株主の議決権の行使に関し何らかの心理的な影響を及ぼす抽象的な可能性は否定できないところではある。しかしながら、本件において、上記の表明を受けた株主が、本件委任状の送付や記載内容に関していかなる行動に及ぶのかなど、その具体的な影響の程度を推認し得るような具体的な事情についての疎明はなく、現時点において、株主の権利行使に不当な影響を及ぼすおそれがあると認めるまでには至らない。

そうすると、Yが上記の事情の下でクオカードの贈与を表明したことは、本件臨時株主総会を開催することに関してYが負担していると解される善管注意義務に違反するおそれがある行為に当たるとすることはできない。

したがって、この点に関するXの主張は採用することができない。」

これに対してXが抗告。抗告審は争点(1)アないしウ及び争点エのうちの議決権行使書



面の不添付の点について原決定を補正し維持したほか、争点(1)エのうちのYによるクオカードの贈与の点及び争点(2)について以下のように追加判示した。

**【抗告審決定要旨】** 抗告棄却。

「ア Xは、委任状による議決権行使をする株主に対するYのクオカードの贈与の表明が自身の提案する本件各決議事項への賛成票の獲得を目的とするものであり、本件追加書面において2000円分から増額された3000円分のクオカードの贈与を表明したことが社会通念上許容される範囲を逸脱するものであって、現に相当数の株主の議決権行使に不当な影響を与えていることからすると、本件臨時株主総会において行われようとしている議決方法には法令違反（善管注意義務違反）又は著しい不公正があることが明らかであり、また、これにより、Aに著しい損害が生ずるおそれがあり、かつ、保全の必要性があると主張する。

イ この点、まず、Yによるクオカードの贈与の表明については、Aの他の株主に対して本件招集通知とは別途送付された本件追加書面によるものはもとより、本件招集通知と同じ封筒で送付された本件当初書面によるものについても、本件臨時株主総会の招集手続又はその一部として行われたものではないから、これによって、本件臨時株主総会の招集手続がそれ自体直ちに違法になり得るものとは認められない。

したがって、上記主張を前提として本件臨時株主総会の開催禁止を求める旨のXの主張については、その前提を欠くものとして採用することができない。

ウ 次に、前記のとおり、Xは、Yによるクオカードの贈与の表明により、現に相当数の株主の議決権行使に不当な影響を与えており、これにより、Aに著しい損害が生ずるおそれがあり、かつ、保全の必要性があるなどと主張する。

しかし、本件臨時株主総会は、裁判所の許可を得た少数株主であるYが招集するものであり、本件臨時株主総会の開催を禁止することは、本件臨時株主総会において当該少数株主であるYを始めとするAの株主の権利行使の機会を一方的に奪うことになる一方、上記のようなクオカードの贈与の表明によって本件臨時株主総会の招集又は決議の方法に瑕疵が生じるのであれば、株主総会決議の取消しを求める訴えによってその是正をすることが可能であり、この訴えの提起と共に、民事保全法23条2項に基づき、本件臨時株主総会の決議で選任された取締役等の職務の執行を停止し、その職務を代行する者の選任を求めるなどの仮処分命令を求めるなどの方法も可能であって、救済手段に欠けるところはない。そして、一般に、株主総会開催禁止仮処分の申立てにおける保全の必要

## 株主の臨時株主総会招集と Quo カードの贈与表明

性は、当該株主総会の開催を許すと、違法若しくは著しく不公正の方法で決議がされるなどの高度の蓋然性がある、その結果、会社に回復困難な重大な損害を被らせ、これを回避するために開催を禁止する緊急の必要性があることが求められる。これらを踏まえて検討すると、Yが他のAの株主に送付した本件当初書面及び本件追加書面において行ったクオカードの贈与の表明が、本件臨時株主総会の決議に影響を与えるものであるか否かは、議決結果の全体状況によるものであり、現時点で確定し得るものとは認め難く、その他、Xが当審において追加して提出した疎明資料を含む一件記録を精査しても、Yが他のAの株主に送付した本件当初書面及び本件追加書面において行ったクオカードの贈与の表明によってAに回復困難な重大な損害を被らせるとの疎明があったとは認められない。

そうすると、委任状による議決権行使をする株主に対するYのクオカードの贈与の表明を理由として、保全処分として本件臨時株主総会の開催禁止を求める旨のXの申立てについては、保全の必要性を認めることはできないから、被保全権利について判断するまでもなく理由がない。」

なお、Xが許可抗告を申し立てたが、抗告は許可されなかった（確定）<sup>1)</sup>。

### 【評釈】

#### 1 はじめに

本決定<sup>2)</sup>は、株主が招集した臨時株主総会に際して Quo カードの配布が行われた点で、会社側が同様の行為を行い株主総会決議が取り消された東京地判平成19年12月6日（いわゆるモリテックス事件）を想起させる内容である。さいたま地裁・東京高裁ともに120条の条文趣旨を念頭にXの主張を退けた。

本稿では、Quo カードの提供(2)と保全の必要性(3)について中心的に検討し、それ以外の論点については最後にまとめて若干コメントすることとする(4)。

- 
- 1) 東京高決令和2年11月4日 WestlawJapan 文献番号2020WLJPCA11046002
  - 2) 原決定の先行評釈として弥永真生・ジュリ1553号（2021年）2頁が、本決定の先行評釈として本村健ほか・商事2255号（2021年）65頁、大塚和成・銀法870号（2021年）68頁、菱田昌義・税務事例53巻6号（2021年）60頁、三苫裕＝武原宇宙・ビジネス法務21巻6号（2021年）74頁、満井美江・新・判例解説 Watch 商法 No. 149（2021年）、高橋均・ジュリ1563号（2021年）117頁がある。

## 2 株主による Quo カードの提供

### (1) 会社法120条の制度趣旨と適用範囲

昭和56年商法改正において導入された会社法120条の前身となる平成15年改正前商法294条ノ2（平成17年改正前商法295条）は、いわゆる総会屋に対する財産的利益の供与を私法上も違法とすることによって、総会屋への資金の流れを断ち、その存在を社会的に抑止することを目的とした規定と説明される<sup>3)</sup>。

もっとも、総会屋を条文上定義することの困難性などから、120条の適用対象は相当広汎なものと読める規定ぶりになっている。同条の制度趣旨としては、会社資産の浪費の防止<sup>4)</sup>、株主の権利行使の公正の確保その他広く会社運営の公正の確保<sup>5)</sup>といった点が指摘される。

もっとも、条文の起草経緯・立法技術的理由を踏まえ、適用範囲につき制限を課するとの見解もある<sup>6)</sup>。

### (2) モリテックス事件

以上のような議論状況の中で出された東京地判平成19年12月6日判タ1258号69頁（いわゆるモリテックス事件）においては、会社支配権争奪の局面において会社が議決権行使に際し Quo カードを提供したことが本条に違反し無効とされ、結果的に株主総会決議が取り消されるに至った。それまでに出された120条（改正前商法294条ノ2・295条）に関する著名判例、例えば最判平成18年4月10日民集60巻4号1273頁（いわゆる蛇の目ミシン工業事件）などとは異なり、およそ総会屋にかかわらない事案である。

- 3) 稲葉威雄『改正会社法』（金融財政事情研究会、1982年）182頁以下、元木伸『改正商法逐条解説〔改訂増補版〕』（商事法務研究会、1983年）217頁以下。その後の改正の経緯も含めて、山下友信編『会社法コンメンタール3』（商事法務、2013年）243頁〔森田章〕、酒巻俊雄＝龍田節編集代表『逐条解説会社法第2巻株式・1』（中央経済社、2008年）169～170頁〔岡田昌浩〕。
- 4) 竹内昭夫『会社法の理論Ⅱ』（有斐閣、1984年）55頁。
- 5) 稲葉・前掲注3)190頁、上柳克郎＝鴻常夫＝竹内昭夫編集代表『新版注釈会社法(9)』（有斐閣、1988年）238頁〔関俊彦〕。
- 6) 森本滋「違法な利益供与の範囲」監査役167号（1982年）5頁。反対に拡大傾向を志向していたものとして、大和正史「利益供与の禁止規定について」関法32巻3＝4＝5号（1982年）325頁。もっとも、立法経緯から親子会社規制への転用については批判が強かったこととして、久保田安彦「『株主権行使に関する利益供与』に関する規律●会社法からの分析」法時84巻11号（2012年）35頁が参照する、川濱昇「持株会社の機関」資本市場研究会『持株会社の法的諸問題』（資本市場研究会、1995年）89頁注17)を参照。

## 株主の臨時株主総会招集と Quo カードの贈与表明

同判決は120条の趣旨について、「取締役は、会社の所有者たる株主の信任に基づいてその運営にあたる執行機関であるところ、その取締役が、会社の負担において、株主の権利の行使に影響を及ぼす趣旨で利益供与を行うことを許容することは、会社法の基本的な仕組に反し、会社財産の浪費をもたらすおそれがあるため、これを防止することにある」とした上で、以下のような一般論を示した。「株主の権利の行使に関して行われる財産上の利益の供与は、原則としてすべて禁止されるのであるが、上記の趣旨に照らし、当該利益が、株主の権利行使に影響を及ぼすおそれのない正当な目的に基づき供与される場合であって、かつ、個々の株主に供与される額が社会通念上許容される範囲のものであり、株主全体に供与される総額も会社の財産的基礎に影響を及ぼすものでないときには、例外的に違法性を有しないものとして許容される場合があると解すべきである。」

当該一般論や当てはめについては、概ね学説の支持も得られている印象がある<sup>7)</sup>。

### (3) 解釈の方向性

モリテックス事件以降、少なくとも会社運営の公正という120条の趣旨が、会社運営の公正の確保をカバーすることについては概ね異論を見なくなったところと評してよいだろう。また、同判決の示した一般論は会社財産浪費の防止の側面が強く出過ぎているとの批判もあるものの、当該事案自体が会社提案に賛成する議決権行使を促す側面が文面上色濃かったこともあり、その結論は妥当であろう<sup>8)</sup>。

### (3) 原決定の検討

本決定ではモリテックス事件とは異なり、株主側が株主総会招集に際して Quo カードを配布したことの違法性が争点となった。120条の趣旨として会社財産浪費の防止を読み込むのであれば、そもそも本件に120条は適用されない。

しかし、原決定はそのことのみでXの主張を排斥することなく、「法120条1項の上記の趣旨のうち、株主の意思を歪めるような利益供与が禁止されるべきであるという点は、少数株主により招集される株主総会における株主の権利行使についても等しく妥当するといえる。そうすると、招集株主が、他の株主に対して、株主総会における権利行使に

7) 例えば、久保田・前掲注6)36頁注27)。川島いづみ「利益供与と株主総会決議の瑕疵」法時80巻11号(2008年)34~35頁は、評価しつつ、設定した基準には概念的に若干の混乱があるように見受けられるとし、会社運営の公正性・健全性確保の観点から概念整理を試みている。

8) 本稿筆者による評価として、原弘明「判批」九大法学97号(2008年)235頁がある。本件判批における同判決の賛否については、高橋・前掲注2)118~119頁を参照。

先立って、財物の贈与を行うことを表明し、又はそれを実行した場合において、贈与の目的、その条件、その財産的価値、議決権行使に係る議案の内容等に照らし、それが株主の権利行使に不当な影響を及ぼすと認められるときは、当該株主総会における決議の方法が著しく不公正なものとなるというべきである」と応じ、具体的な該当性を検討する。もっとも、「同書面においては、「株主提案に賛成の場合〔中略〕はもちろんのこと」といった表記はあるものの、それに続けて「反対の場合〔中略〕や、中立のお立場で棄権を選択される場合（委任状の分かりやすい箇所に「棄権」とご記載ください。）」にも、クオカードを贈与する旨の記載があり、当該贈与とYの議案への賛意とを強く結びつけると評し得る記載はなく、返送を求める委任状（本件委任状）には、議案に対する賛否を記載する欄が特に優劣を付けることなく設けられていること……に照らすと、上記の書面による贈与の表明は、少数株主に対する委任状の返送を促し、もって議決権行使の促進を目的とするものであると評価し得ないものではない。また、贈与されるクオカードの金額は、上記の目的を達成する手段として、直ちに社会通念上許容される範囲を逸脱しているとまでは断じ難い」と評価し、YのみがQuoカードを配布していてもその結論には変わりはないとする。

原決定が会社財産浪費の防止の観点のみからXの主張を排斥しなかったことは妥当と考えられる。それ以降の当てはめにおいても、モリテックス事件の場合は会社提案への賛成とQuoカードの贈与表明が強く結びつけられているように読める文面であったのに対し、本件では注意深く両者の関係が断ち切られているように読める文面となっている。これらの点を踏まえても、モリテックス事件との対比における原決定のQuoカード贈与表明に関する理解は妥当と解される。

他方、決議の方法の著しい不公正という観点からみるとどうか。先行評釈においては、ありうる解釈としつつ、招集株主以外の株主が財物を贈与する場合には当てはまらないとするとその差はどこにあるのかが問題となるとする指摘<sup>9)</sup>、決議方法の不公正の検討としては、一部株主が贈与に応じて議決権を行使した場合の総会決議は公正であるのか、という点から判断すべきとの指摘<sup>10)</sup>、Yがなした贈与表明が議案への賛否を問わない一律の贈与であるとしても、株主の議決権行使に不当な影響を及ぼすと認められるならば、決議方法の著しい不公正という取消事由のある決議となろうとの指摘<sup>11)</sup>、反対に、

9) 弥永・前掲注2)3頁。

10) 滝井・前掲注2)4頁。

11) 田澤・前掲注2)139頁。

## 株主の臨時株主総会招集と Quo カードの贈与表明

取締役等が個人の計算で財産上の利益を供与することは少数株主と同様に本条に反しないことをも考慮すると、立法論は別として、原則として、会社財産以外から金員を配布して議決権行使を促すことに会社法上の問題はないとする指摘<sup>12)</sup>、などがみられる。

120条の違法性と831条1項1号の決議の方法の法令違反ないし著しい不公正をどこまでリンクさせるべきかという問題であるが、モリテックス事件においては Quo カードの贈与表明が会社側提案への賛成とリンクさせられていた点が決議の方法の法令違反に結びつきやすい事案だった。本件ではこのような側面が排除されているものの、あくまでも831条1項1号を本案として仮処分が申請されている以上、ベースは後者の観点から判断されるべきものであろう。実際に Quo カードの贈与表明が議決権行使の不公正性を招来することは、モリテックス事件の文面のような誘導がない限り、事前に判断することはできないと考えられ<sup>13)</sup>、原決定の判断枠組みは支持してよいものと思われる。

### (4) 本決定の検討

Quo カードの贈与表明にかかる本決定の決定要旨は、Xの主張に応じる形で「Yによるクオカードの贈与の表明については、Aの他の株主に対して本件招集通知とは別途送付された本件追加書面によるものもとより、本件招集通知と同じ封筒で送付された本件当初書面によるものについても、本件臨時株主総会の招集手続又はその一部として行われたものではないから、これによって、本件臨時株主総会の招集手続がそれ自体直ちに違法になり得るものとは認められない」とされている。保全の必要性に関するXの主張と一体として判断されているいるため、本決定のウエイトは、あくまでも Quo カードの贈与表明は招集手続の一部を構成しないという招集手続の（会社法831条1項1号）からの整理に置かれている。形式論による処理ではあるが、事後の取消訴訟のルートが確保されていれば、別途事前の保全の必要性を検討すれば足りる。本決定の処理でよいと思われる<sup>14)</sup>。

---

12) 菱田・前掲注2)64頁。高橋・前掲注2)119頁もXの主張そのものに無理があったとする。

13) 保全の必要性についての文脈においてであるが、事前の疎明について詳論するものとして、菱田・前掲注2)65頁が参考になる。

14) 田澤・前掲注2)139頁、菱田・前掲注2)64頁、高橋・前掲注2)119頁。

### 3 被保全権利と保全の必要性

#### (1) 被保全権利

原決定においては、株主総会開催禁止につき被保全権利を認め、監査役について会社法385条1項類推適用を認めた上で本件申立ての適否が検討されている。株主による株主総会の招集が監査役の違法行為差止請求権の対象となるかは議論が分かれており<sup>15)</sup>、原決定はこれを認めた数少ない裁判例とされる<sup>16)</sup>。代表取締役認めればよいとの見解と、360条に基づき他の株主に違法行為差止請求権を認めることとすれば385条の類推適用を認めることが平仄があうとの指摘もみられる<sup>17)</sup>。以上に対し、原決定では招集株主が善管注意義務を負う具体的な法令上の根拠が示されておらず、抗告審決定においても当該部分は意図的に引用されていないため、招集株主が善管注意義務を負うとの解釈を肯定することは難しいとする見解もある<sup>18)</sup>。たしかに、抗告審は招集者としてのYの地位のみに触れているようにみえる一方、「本件臨時株主総会の招集又は決議の方法に瑕疵が生じるのであれば」という言い回しも用いており、善管注意義務という言葉ではないが一定の慎重な対応を求めている点においては大差ないようにも思われる。特に理論構成として否定すべくもなく、支持してよいだろう。

#### (2) 保全の必要性

本決定ではXの主張に対応して、保全の必要性について追加で判断が下された。本決定の枠組みは、Quoカードの贈与表明が株主総会の公正さを確保できないということを経験的に判断しにくいこと、事後の取消訴訟に任せるべきという枠組みにおいては支持できるものと思われる。もっとも、385条1項が「著しい損害」を要件とするのに対し、本決定は「会社に回復困難な重大な損害を被らせ、これを回避するために開催を禁止する緊急の必要性」を求めている。東京高決平成17年6月28日判時1911号163頁（いわゆるコクド事件）と同様の枠組みであり、これを疑問としつつ損害の疎明がないとして結論を支持する見解<sup>19)</sup>、要件を本案より加重することには一定の合理性があるが、本件

15) 支持する見解として、山口和男『商事非訟・保全事件の実務』（判例時報社、1991年）248頁、中村直人編『株主総会ハンドブック〔第4版〕』（商事法務、2019年）662頁。

16) 満井・前掲注2)3頁、高橋・前掲注2)119頁の指摘する東京地決平成20年12月3日資料版商事299号337頁が初めてのもののようである。

17) 弥永・前掲注2)3頁。

18) 生方紀裕「少数株主の株主総会招集請求を受けた上場会社の対応に関する実務的論点」商事2270号（2021年）63頁、66頁。

## 株主の臨時株主総会招集と Quo カードの贈与表明

のような株主総会の開催禁止の仮処分以外の商事仮処分以外においても、同様の解釈ができるかは、個別の検討が必要とする見解<sup>20)</sup>、満足的仮処分であることから支持を示唆する見解<sup>21)</sup>がある。

たしかに、満足的仮処分とそれ以外の仮処分において要件充足性を同様に判断することが適切かは疑わしいし、株主による違法行為差止請求権でも慎重な判断がなされたこともある<sup>22)</sup>。一律に「著しい損害」を基準とすることなく、疎明の程度も含めて事件ごとに判断することにも合理性はあると思われる。本決定限りにおいて支持する。

### (3) 両者の（先後）関係

被保全権利・保全の必要性は、いずれを先に審理してもかまわないとされているようである<sup>23)</sup>。本決定は本件贈与表明が決議に影響を与えるものか現時点では確定できないというのであるから、決議が取消事由の瑕疵を帯びるかは不明であり、結局、被保全権利も認められないということになろう、という評価も示されている<sup>24)</sup>。審理のスピードが要求される仮処分においては、いずれで処理することも認められてよいものと思われる<sup>25)</sup>。

\* 校正中に、久保田安彦「本件判批」法研94巻7号（2021年）97頁に接した。同判批の検討は他日を期したい。

\* 本稿は JSPS 科研費18K12670による成果の一部である。

---

19) 満井・前掲注2)4頁。

20) 菱田・前掲注2)65頁。

21) 田澤・前掲注2)139頁。高橋・前掲注2)120頁および引用文献も参照。

22) 例えば東京地決平成16年6月23日金判1213号61頁（いわゆる三菱重工事件）。

23) 裁判例の詳細も含めて菱田・前掲注2)66頁・67頁注(15)。瀬木比呂志『民事保全法〔新訂版〕』（日本評論社、2014年）152頁以下参照。

24) 田澤・前掲注2)139頁。

25) 菱田・前掲注2)66頁。